

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

申立期間は大学生でA市に住んでおり、運転免許証取得のため平成元年9月に実家のB町からA市に住民票を移した。

当時、学生の国民年金は任意加入だったが、車を運転するようになった私を心配し、母が国民年金の保険料を納付してくれていた。

保険料は、両親の分と一緒に納付組織の集金で、途中から2歳下の弟の分も含め4人分納付していたとのことである。

両親と弟の分は納付されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は48か月と長期間である上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、申立期間当時大学生であり、申立人の母親が納付組織の集金により国民年金保険料の納付を行ってくれていたと主張しているが、申立人は平成元年9月にA市へ住民票を移しており、申立人の母親が居住するB町では、当時の国民年金保険料の納付組織による集金について、「転出した場合は、B町の被保険者ではないので集金は不可能です。」と回答している。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 15 日から 52 年 12 月 16 日まで
私は、申立期間においてA社でB業務の仕事をしており、同社で勤務していた当時の雇用保険に関する資料を保管しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社及び退社に係る経緯の具体的な供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、事業主は既に亡くなり、後継者もないことから、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について関係者の供述を得ることはできない。

また、申立人は同僚について記憶しているのは姓のみであることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について同僚の供述を得ることはできず、申立人が名前を挙げた当該事業所の同業者は、「A社が存在していたことや同社の事業主のことは覚えている。しかし、申立人については、別の事業所に勤務していた時期のことは知っているが、当該事業所に勤務していたことは分からない。当該事業所のほかの従業員のことも分からない。」と供述している。

さらに、当該事業主は、申立人の供述及び申立期間当時に発行された電話帳等から、B業のほか、C業及びDを取り扱う事業所を運営していたことが確認できるところ、適用事業所名簿によると、C業については、E社として昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、35 年 8 月 20 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、Dを取り扱ってい

たF社は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が保管する、平成19年10月9日付けで作成された雇用保険の「被保険者総合照会」の記録により、雇用保険被保険者の資格を昭和49年5月15日に取得し、52年12月15日に離職したことが確認できるものの事業所名が印字されておらず、G公共職業安定所に照会したが、事業所名を確認することはできなかった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から同年 11 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 55 年 11 月 1 日と記載されていたが、同年 8 月から当該事業所に営業職として勤務しており、勤務期間については厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録（昭和 55 年 10 月 21 日取得）から、申立期間の一部において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から名前が確認できる同僚に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたとする供述を得られなかったことから、勤務期間の特定ができない。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時に社会保険関係の事務を担当していた者に確認したところ、申立人のように営業職として採用した者については試用期間があり、原則として入社してから約 3 か月後に厚生年金保険に加入させていた。試用期間中に厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同僚は、「私も営業職としてA社に入社した。同社の営業職には試用期間があり、入社から約 3 か月後に厚生年金保険に加入することになっていた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚が入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないことが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間当時の事業主は、「雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は別の年月日で届け出ていたと思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。